

オートローンのご契約終了にともなう 自動車名義変更のお手続きについて

オートローンをご利用いただき、ありがとうございました。

現在、お客様のお車の所有者名義はご契約時のとおり弊社になっておりますので、お客様 もしくは 新たな所有者名義への変更手続きをお願いいたします。

お客様名義への変更手続きは、本書面に記載の『「弊社の書類」の受領方法』で「弊社の書類」をお受け取りいただき、次にお乗りになる方（継続してお乗りになられる場合はご本人様）の書類や自動車検査証記録事項等をご準備の上、次にお乗りになる方の住所を管轄している運輸支局（協会事務所）等でお手続きをお願いいたします。

同封の「オートローンのご契約終了による自動車名義の変更について」の用紙には有効期限はありません。

名義変更のお手続きまで無くさずに保管をお願いいたします。

所有者名義変更（移転登録）のお手続きをお願いいたします

お客様の現在の状況

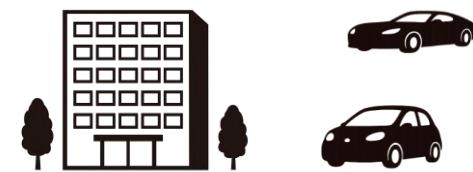
オートローンは終了となりました。

でも…自動車検査証記録事項上の所有者は弊社のままです。

自動車検査証記録事項
所有者：弊社
使用者：〇〇〇



管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、
軽自動車検査協会事務所の窓口にて、所有者
名義変更（移転登録）等のお手続きをお願いいたします。



オートローンが終了いたしました。

しかしながら、自動車検査証記録事項の所有者は弊社のままになっております。

そのため所有者をお客さま もしくは 新たな所有者に変更するお手続き（所有者名義変更（移転登録））をお願いいたします。

所有者名義変更（移転登録）は次にお乗りになる方（使用者）の住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会事務所でのお手続きになります。

■所有者名義変更（移転登録）手続きには…

所有者名義変更（移転登録）を行うには「弊社の書類」（※）が必要です。

名義変更の予定がつきましたら、裏面の「弊社の書類」の受領方法をご確認の上、お手続きをお進めください。

※「弊社の書類」とは、譲渡証明書・委任状・印鑑証明書等です。

（軽自動車の場合は、申請依頼書）

■お車を廃車される場合…

お車を廃車される場合も、改正道路運送車両法、自動車リサイクル法、重量税還付制度の趣旨に基づき、所有者名義変更（移転登録）後に廃車手続きをお願いいたします。

弊社名義のまま、廃車（抹消登録）はできません。

「弊社の書類」の受領に関するお問い合わせ先

株式会社アプラス オペレーションセンター

TEL 0570-089-890 <受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝はお休みです) >

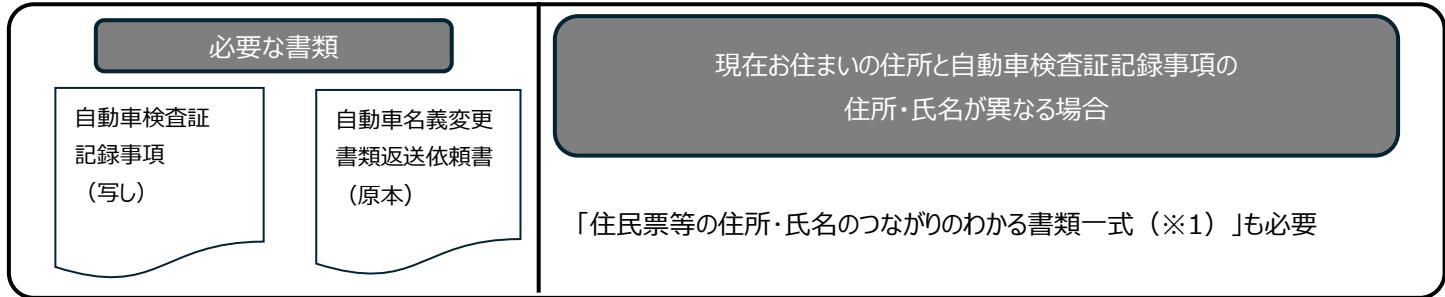
FAX 0120-005-542

自動車の名義変更に必要な「弊社の書類」の受領方法

下記にご案内のとおり書類をご準備いただき、弊社に送付してください。

確認後、「弊社の書類（譲渡証明書・委任状・印鑑証明書など）」をお送りいたします。

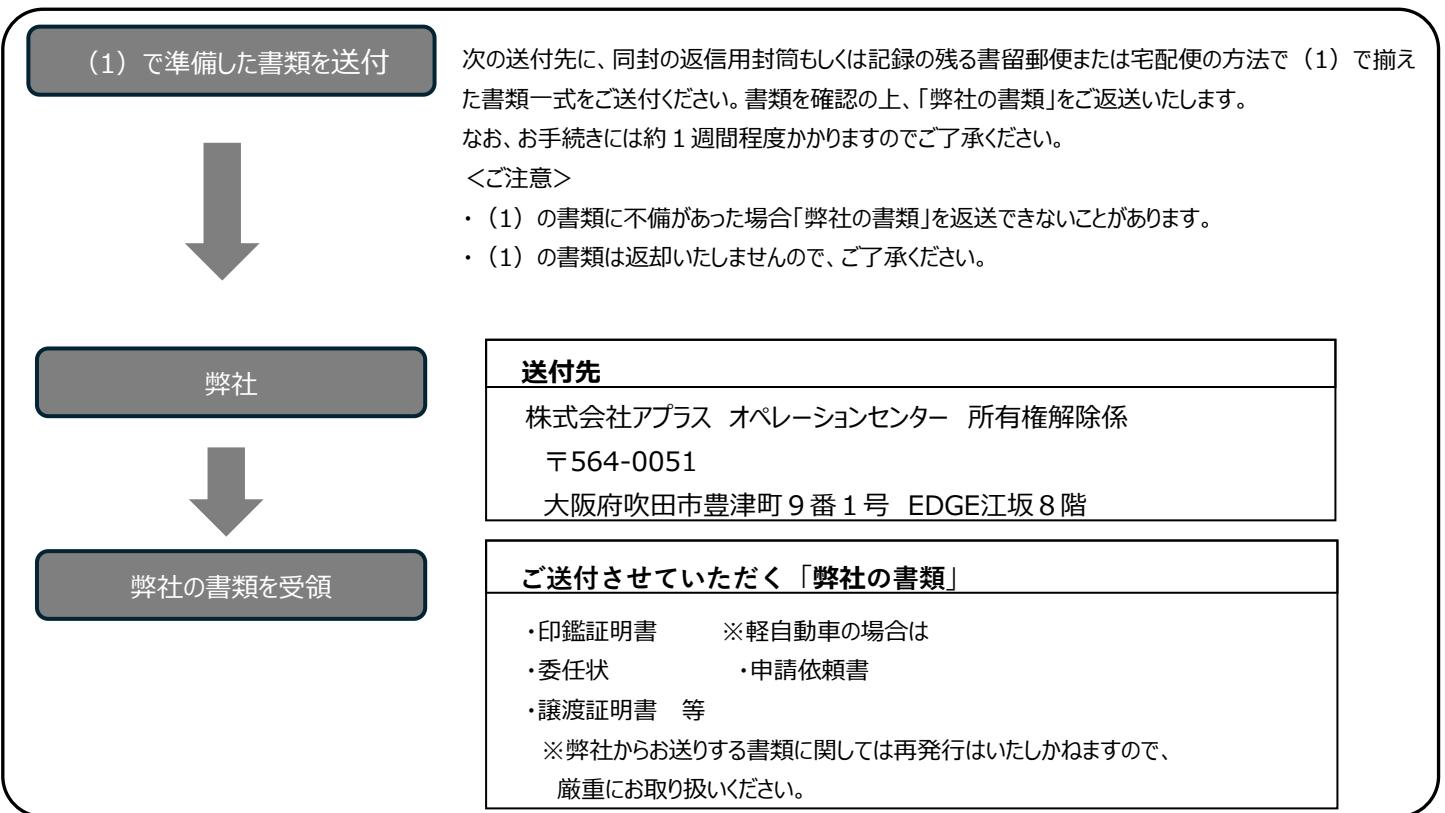
(1) 「弊社の書類」の受領に必要な準備について



<ご注意>

※1 氏名の変更、転居、行政区画の変更等で現在お住まいの住所と自動車検査証記録事項の氏名、住所が異なる場合、つながりの確認できる謄本や住民票等のご用意をお願いいたします。

(2) 弊社への送付と「弊社の書類」の受領について



(3) 所有者名義変更（移転登録）・売却・その他の手続について

■名義変更・廃車手続きをする場合

- ・誰が新しく所有者になるのか、誰が手続きされるかによって、必要となる書類が異なる場合があります。
- ・所有者名義変更（移転登録）・廃車のお手続き費用は、お客様のご負担となりますのでご了承ください。
- ・送付した弊社の印鑑証明書の有効期限は、法務局の発行日から3ヶ月以内となります。

■業者へ売却・オークション出品・手続き代行依頼をする場合

- ・詳しくはご依頼される業者等にご確認ください。

■自動車検査証記録事項の使用者が所有者になられる場合のご注意

- ・自動車検査証記録事項上の使用者のご住所とその方の印鑑証明書の住所が異なる場合には、住所のつながりがわかる書類（住民票等）が必要になります。
- ・また、上記の場合には車庫証明書（1ヶ月以内発行）が必要になる場合がございます。

※詳しくはお車を買い求めになられた販売店やお客様の住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会事務所の窓口にお問い合わせください。